

別表 1：米穀周年供給・需要拡大支援事業の対象経費
周年供給・需要拡大支援

項目	取組内容	補助対象経費	助成単価・補助率
周年供給特別支援の取組	主食用として作付け・収穫された米穀(※1)のうち令和3年産米穀を、令和4年11月から令和5年3月まで長期計画的に販売する取組(※2)	金利倉敷料、集約経費	定額(3/4相当) 〔金利倉敷料：別記のとおり(※3) 集約経費：3,060円/トン(※4)〕

(※1) 需要推進要領第4に定める戦略作物として取り扱う米穀等以外の米穀をいう。

(※2) 令和4年2月末迄に契約されたものを対象とする。

(※3) 補助対象開始期間は、長期計画的な販売に係る販売契約締結日の属する月の翌月とするが、支援対象米穀の収穫前に周年安定供給のための長期計画的な販売の取組に係る契約を締結している場合は、当該米穀の保管経費が発生する日の属する月又は令和3年11月のいずれか遅い方の月からとする。

(※4) 実際に経費負担が生じた場合に対象とする。

(別記)

金利倉敷料の助成額は、別添1-1により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて別添1-2の1により算出される額とする。